

## 興化存獎の史傳とその語録

—中國臨濟禪創草時代に關する

文献資料の綜合整理、覺書、その一—

横井聖山

### 目次

- 一 序論
- 二—三 興化存獎の史傳
- 四—五 存獎の諸弟子
- 六 「臨濟慧照禪師塔記」の問題點
- 七 「興化禪師語録」について

—

臨濟の禪は、唐末五代より宋初の間にかけて、興化存獎—南院慧顛—風穴延沼—首山省念—汾陽善昭—石霜楚圓の順に相傳し、石霜の下に黃龍、楊岐の二派を出して次第に隆盛に趨き、北宋末より南宋の初めに至つて、遂に禪宗五家中の重きを占め、而もそれが單に禪宗としてのみならず、中國近世佛教史の主流として、廣く儒教道教及び一般社

會の文化方面にまで大きい影響を與えることとなるのであるが、蓋し、臨濟の法を承けた人々が、此の系統の禪を五家の一として自覺的に一派の形成をあげたのは、第四世風穴延沼(896—973)<sup>(1)</sup>の時代にあつたと考えられる。即ち、法眼文益(885—958)の宗門十規論によると、自宗以外の四家の宗風を叙べて「曹洞は即ち敲唱用を爲し、臨濟は則ち互換機を爲し、韶陽は則ち函蓋截流し、滄仰は乃ち方圓默契す」と云つてゐるが、此は四家の宗祖その人の家風を指して言うよりも、寧ろそれ等の法系に屬する法眼と同時代の人々が、皆これらの語によつて自覺的に自宗の門庭のあり方を主張しつゝあつたのであらうと思われる。尤も、當時、法眼以外では、雲門宗のみが、宗祖文偃(904—949)<sup>(2)</sup>の没後、その法を承けた多數のすぐれた弟子たちによつて、江南の全土に廣まつていたのに對して、曹洞宗では、雲居道膺—同安丕—同安志—梁山緣觀と承けた梁山の時代であり、滄仰宗では郢州芭蕉慧清、林谿徹等の前後に相當し、これらは殆んどみな、臨濟下の風穴をも含めて、北支の郢州や汝州、又は湖南朗州の一角にわずかにその法脈を保つていたにすぎず、寧ろその最も不振の時であつたとも考えられる。風穴が首山に「不幸にして臨濟の道、吾に至り將に地に墮ちんとす」と語げたと傳えられる様に、臨濟の禪も此の前後の時代に將に斷滅の危機に頻しつゝあつたというのが事實に近いかも知れない。然し、四家の稱がすでに法眼に見られる點からすると、當時隆盛の頂にあつた法眼、雲門の二家に對して、臨濟、曹洞、滄仰の法系に屬する人々が、そうした不振の底にあつて、夫々強く一家の立場を自覺しつゝあつたことも事實であらう。

宋初、端拱元年(988)に完成した贊寧の宋高僧傳は、臨濟を傳すること極めて簡であり、その門下の人々に至つては一人の傳をも見ないが、但だ、臨濟傳の末尾に「その言教頗る世に行われ、今恒陽に臨濟禪宗と稱す」と云つてゐるのはすこぶる注目すべきである。恒陽は河北省曲陽縣で、今日の直隸省眞定府定州の邊を指すのであるから、贊寧の當時、この地方を中心として河北の地に特色ある臨濟の禪が盛に行われていたことが知られる。而して、とき正

しく風穴延沼の晩年乃至示寂直後の頃に當るのである。

風穴延沼については、景德傳燈錄卷十三、天聖廣燈錄卷十五、禪林僧寶傳卷三、五燈會元卷十一、古尊宿語錄卷七、宗門正燈錄卷三等にその傳記及び語録が存し、もと餘杭の人、諸方に歴參ののち、汝州の寶應顛（即ち南院）に嗣ぎ、汝南の古風穴の廢寺を起して住し、一時、郢州牧主の請によつて山西の地に禪風を振り、のち再び汝州に歸つて廣慧寺を起したことが知られるが、それらの詳細なる史傳の考證は更に他日を期することとし、ただ茲には、その「臨濟禪宗」としての法系史的な立場から、この二人の出現が仰山懸寂（807—883<sup>(7)</sup>）及び南塔光涌によつて豫言せられ、彼の活躍によつて臨濟の禪がその斷滅の危機を脱し、一宗としての基礎を形成すべし、という使命を負わしめられていた點を指摘しておきたい。即ち、有名な「臨濟杉を栽うるの因縁」について、滌山と仰山とが商量し、

滌山舉問仰山、且道黃檗後語、但屬臨濟、爲復別有意旨。仰山云、亦屬臨濟、亦記向後。滌山云、向後作麼生。仰山云、一人指南吳越令行。南塔和尚注云、獨坐巖威此記方出。又云、若遇大風此記亦出。滌山云、如是如是<sup>(8)</sup>。

と云われているのがそれであるが、更に景德傳燈錄風穴章には、「自後、滌仰の懸記に應じ、出世して徒を聚む。南院の法道、是に由つて大いに諸方に振う<sup>(9)</sup>」とあつて、此は、仰山懸記の史實そのものとはともかくとして、當時、臨濟禪再興の使命が、風穴その人、乃至その弟子たちによつて自他共に強く自覺せられていたことを示すものと言わねばならぬ。此のことは、風穴禪師語録によると、風穴と南院との契合の縁として、

師在南院作園頭、一日南院到園問云、南方一棒作麼生商量。師曰、作奇特商量。良久。師却問、和尚此間作麼生商量。南院拈棒云、棒下無生忍臨機不讓師。師於是豁然大悟。南院云、汝乘願力來荷大法、非偶然也。汝聞臨濟將終時語不。曰、聞之。南院云、臨濟道、誰知吾正法眼藏、向這瞎驢邊滅却。渠平生如師子逢人即殺。及其將死、何故屈膝安尾如此。對曰、密付將終、全主即滅。又問、三聖如何亦無語乎。對曰、親承入室之眞子、不同門外之遊人。

南院領之。

とし、次で、四料簡、三句等に關する問答が交わされて、

於是、南院以爲可以支臨濟、不辜負興化先師所以付託之意。<sup>(4)</sup>

と言われて、いよゝゝ明確さを加えるのであるが、此の風穴語録の問答には、寧ろ後世に於ける臨濟禪の法系史的な自覺が餘りにも強すぎて、歴史的事實としては疑わしい點がないでもない。<sup>(5)</sup>併し、何れにしても、臨濟の禪が、興化と南院を経て風穴に至つて、始めて自覺的に一宗としての基礎を固め、廣く後世に展開する原動力を蓄え得たことは疑を人れないであろうし、事實臨濟禪宗としての文獻資料も、この時代以後急激に豊富となり、その史實も明確を加えて來るのである。

然るに、風穴延沼以後に於けるそうした臨濟禪宗史としての豊富な資料に比して、興化存獎、南院慧顛の二人については、その文獻に乏しく、また史實的なことも從來殆んど顧みられていない。此は、一面唐末五代の戰亂によつてその資料が失われたために、後世にできた史傳が明確を欠き、種々の混亂を生じたことによるのであるが、他面には後世に發展した臨濟禪宗としての法系史的立場を強調するに急にして、風穴以後にその重點を置きすぎたためであるとも考えられる。

以下、興化存獎、南院慧顛の二人について出來得る限りの史實を明かにし、その語録について考えようとするのは、この欠を補わんがためであるとともに、後世に展開した臨濟禪の精神的原動力をその草創時代の原始の姿に於て把えてみようとするのである。

註(1) 開寶六年癸酉(973)の示寂は、諸傳共に一致しているが、傳燈錄は壽八十七、臘五十九となし、禪林僧寶傳、古尊宿語錄は、壽七十八、臘五十九となす。具戒を二十歳とする通説に従つて後者をとつた。恐らく前者は後者の誤りであろう。

- (2) 第四節、「對答不觀時節兼無宗眼」の條、續藏二、十五、四四〇A a
- (3) 諸傳ともに、示寂を乾祐二年(970)とすることは一致しているが、常盤大定氏の支那佛教史蹟記念號圖版五十三、詳解一一〇頁に載せる雷岳の「大漢韶州靈門山光泰禪院故匡眞大師實性碑」は、法齡七紀二、僧臘六旬六となし、同書圖版五十四、詳解一一五頁に收める陳守中の「大漢韶州靈門山大覺禪寺大慈雲匡聖宏明大師碑銘」は、壽齡八十六、僧臘六十六となし、祖堂集(卷十一)は、己卯登戒というからこの己卯を假りに大中十三年(859)とすると、その一生は百歳を超え、一回後の己卯(919)とすると、師雪峰の寂後となるので、この説は信じ難い。今、陳碑に従ふこととする。
- (4) 古林清茂撰、「汾州和尚語錄」重刊の疏、正藏四十七、五九四b
- (5) 卷十二、習禪篇第三之五、正藏五十、七七九b
- (6) 古風穴寺の稱は、禪林僧贊傳、古尊宿語錄等に、「後唐長興二年、雲遊至汝水、見草屋數椽依山、如逃亡人家。問田父、此何所。田父云、古風穴寺、世以律居、僧物故、又歲饑、衆棄之而去、餘佛像破鐘耳」とあつて汝州に存した古寺のこととなしているが、夢溪筆談二十四によると、「解州鹽澤之南、秋夏間多大風、謂之鹽南風。其勢發屋拔木、幾欲動地。然東與皆不過中條、西不過席張鋪、北不過鳴條、縱廣止於數十里之間。解鹽不得此風不冰、蓋大瀟之氣相感、莫知其然。又汝南亦多大風、雖不及鹽南之厲、然亦甚於他處、不知緣何如此。或云自城北風穴山中出。今所謂風穴者、己夷矣。而汝南自若、了知非有穴也。方諺云、汝州風、許州蕙。其來素矣」(胡道静校注本七四七頁)とあるから、仰山の讖に言う大風は、或はこれに因めるものか。
- (7) 仰山の示寂年時について、古來數説があり、或は中和三年(893)、或は大順元年(890)、或は貞明元年(915)などとするも、今、陸希聲の「仰山通智大師塔銘」(全唐文卷八一三)に従つて第一説をとる。
- (8) 景德傳燈錄卷十二、臨濟章、正藏五十一、二九〇c
- (9) 同書三〇二b
- (10) 仰山讖記の解釋については、古來種種の説がなされたらしい。例えば、聯燈會要卷九の卷尾に、「叢林皆以風穴召禪師、當是記。或考曰、考其年代、風穴在襄州華嚴、作維那時、與郭侍者同夏、卽朋輩也。郭尙及見德山、召雖不見臨濟、己致身叢林久矣。安得年代深遠乎。又云、吳越令行、遇大風而止、皆無所謂。此記蓋預讖妙喜也。妙喜爲臨濟十二世孫、可謂年代深遠。先住吳之徑山、後住越之阿育王、可謂吳越令行也」となして、大慧として居り、また宋末には偃溪廣開なりとする説が出現して居り、更に東陽は三災最後の「吾濟北之道、到彌勒下生、終不可泯絕」の意なりとなして居ること、道

忠の臨濟錄疏備卷五に詳説がある。なお、この讖記を歴史的事實としたものに慧洪の智證傳があり、「昔黃蘗嘗遣臨濟、馳書至鴻山。既去、鴻山問仰山曰、寂子、此道人、他日如何。對曰、黃蘗法道、賴此人、他日大行吳越之間、然遇大風則止。鴻山曰、莫有續之者否。對曰、有、但是年代深遠、不復舉似。鴻曰、子何惜爲我一舉似耶。於是仰山默然曰、將此身心奉塵刹、是則名爲報佛恩。風穴暮年、常憂仰山之讖、已躬當之。乃有念公、知爲仰山再來也」と云つて居り、このことは、彼の石門文字禪卷二十九に收める「黃福逢禪師碑銘」、及び「嶽麓海禪師塔銘」にも見えて居るから、當時かかる説があつたことを知らしめられるが、恐らくは臨濟録中に見える鴻山仰山の評語と他の縁因とを混同したるもの如くである。

(11) 古尊宿語錄卷七、續藏二、二十三、百二一 a

(12) 此の點については、他日、風穴延沼その人の史傳を論ずるときにゆずる。

## 二

興化存獎については、從來、景德傳燈錄卷十二、天聖廣燈錄卷十二、五燈會元卷十一、佛祖通載卷十、古尊宿語錄卷五所收の興化禪師語錄、宗門正燈錄卷三等にその史傳及び語錄が存するが、それらの資料は先に述べた様に、後世の法系史的主張が強く、また史實的にも種々の混亂があるので、今日としては、更に祖堂集、宗統編年等の記載が參考せられるべきであり、殊に史料として後者が據つて居る公乘億の「魏州故禪大德獎公塔碑」は、從來未だ一度も注意せられたことのない貴重な根本史料である。撰者公乘億は、字を壽仙（一説に壽山）と云い、咸通末（一〇七三）の進士で、「朱文集」なる著があつたと云われているが、當面の問題となる「魏州故禪大德獎公塔碑」は、存獎の寂後、その弟子の請によつて撰じたもので、その全文が現に「文苑英華」卷八六八（碑第二十五、釋碑第十九）及び「全唐文」卷八一三に收められて遺存しているのである。

以下、この「塔碑」をもととして、他の史傳を參考しつつ、存獎傳の問題點を摘記して見よう。

「塔碑」の記す所によると、存獎は字で、俗姓孔氏、家は代々鄒魯にあり、闕里の胤と傳えられるが、祖父のとき

一家を擧げて薊門（河北の薊縣、即ち直隸省順天府薊州）に移り住したから、存獎は太和四年（830）この地に生れた。この薊門には存獎よりやや後れて、のちに洞山の法を嗣いだ雲居道膺（835—902）<sup>(3)</sup>が生れている。幼より佛道を慕い、未だ七歳に達せざるとき、既に三乗の教を悟り、遂に薊の三河縣盤山甘泉院の禪大德曉方に従つて剃髪したという。三河縣は直隸省順天府通州三河縣で、當時の盤山はむしろ道教の靈場として知られているが、禪の方面でも有名な盤山寶積、及びその嗣普及和尚や上方道宗（—866）等が活躍し、獨自の禪風を振つた土地である。甘泉院曉方というのは、恐らく景德傳燈錄卷十の目錄に見える婺州五洩山靈默（747—818）の嗣甘泉寺曉方であろうが、靈默の年代から考えると、當時相當の高齡であつたと思われる。

次で、大中五年（851）、存獎二十二歳のとき、盧龍軍節度使張公が奏して此の地に戒壇を置くに遇うて具足戒を受けたというが、祖堂集卷七によると雪峯義存（822—908）も亦た曾て大中四年に幽州寶刹寺に於て登具しているから或は同所であるかも知れない。節度使張公は、恐らく張允伸（772—859）であろうが、當時、この地に令名の高かつた節度使張仲武（—877）のあとを承けて、この地に善政を布くこと二十三年、「克勤克儉、比歲豐登、邊鄙無虞、軍民用乂、至今談者美之」と傳せられ、右散騎常侍、檢校工部尚書、光祿大夫檢校司徒、兼太傅同中書門下平章事燕國公に任ぜられた人で、會昌破佛の直後、この地の佛教復興に盡す所あつたのであろう。古來この地方は、唐朝にとつては重要な河北三鎮の一として、その藩鎮の統治に最も意を用いた土地であつたから、民心集攬のために節度使が佛教を用いることを、寧ろ獎勵していたのであろう。事實、更に、大中九年（855）に、張公は重ねて涿郡に戒壇を起して居り、この時存獎は衆に誦はれて講筵を統べ、とどまること六年であつたという。即ち彼の二十六歳より三十一歳に至る間である。處が、この頃彼は臨濟義玄の道名を聞き、衆を散じてその下に投じ、遂に黃檗の眞筌、白雲の秘訣を傳授せられたという。白雲の秘訣は明らかでないが、或は臨濟のために助發の師であつた高安大愚を指すのであ

ろうか。また、臨濟が河北の地に來つて、滹沱河の邊に一院を構えたのが、茲にいう様に咸通初年(881)であつたか、或は更にそれ以前であつたか、この「塔碑」からは判らないが、從來あまり明かでない臨濟傳の資料として一つの手がかりを與えるであらう。

聯燈會要卷十によると、この初相見の模様を傳えて、

[2] 初謁臨濟、濟合師充侍者。濟問新到、甚處來。云、蠻城。濟云、有事相借問得麼。云、新戒不會。濟云、打破大唐國、竟箇不會人難得、參堂去。師問、適來新到、是成褫伊那。濟云、我誰管儂成褫不成褫。師云、和尚只會將死雀就地彈、不解將一轉語蓋覆却。濟云、儂又作麼生。師云、請和尚作新到。濟遂云、新戒不會。師云、却是老僧罪過。濟云、儂語藏鋒。師擬議。濟便打。至晚、濟謂師云、我今日問新到、是將死雀就地彈、就窠裏打。及儂出得語、又喝起、向青雲裏打。師云、草賊大敗。濟又打。

と云つているが、この機縁は祖堂集、傳燈錄、廣燈錄等の古い史傳の何れにも存せず、五燈會元では初相見のときのこととしていないから、恐らく後に創られたものではなからうか。

次で、一旦臨濟の許を辭して舊刹に歸り、諸方に遊歴を志し、先づ西のかた京華より南下し、水國(湖南地方か)を経て衡山(?)に登り、次で吳に至つて、梁武の故地を訪ね、更に鍾陵(江西省南昌府進賢縣)に到つて仰山大師に遇い、互に激發して大いに奥旨を陳べ、仰山の稱歎を受けること再三であつたという。

存獎が一たび臨濟に參じたのち、南方行脚の旅をしたことは諸傳の共に認むる所であり、例えば景德傳燈錄の大覺章には、

[4] 興化存獎禪師爲院宰時、師(大覺)、一日問曰、我常聞汝道向南行一廻、拄杖頭未曾撥著箇會佛法底人。汝憑什麼道理有此語。興化乃喝。師便打。興化又喝。師又打。



とあつて、臨濟の禪を得たる後の南方行脚が、實に自信滿々たるものであつたことを傳えているが、その間に於て、特に仰山慧寂と深く相許したることが、此の「塔碑」によつて知られる。從來、傳燈錄によると、三聖慧然もまた「臨濟より受訣ののち、叢林を遍歴して仰山に至つた」と云われているが、存獎と何れが先であつたかは知ることができない。

處が、この頃、存獎は臨濟が蒲相蔣公の請を受けて法席を移したことを聞き、にわかに錫を飛ばして歸省し、中途に於て師に參隨することを得たが、白馬（直隸省大名府滑縣西）を渡るに際して、また太尉中〔書〕令何公が專使を發して臨濟大師を魏府に迎請することになつたので、存獎もまた一行に翼従し府下の觀音寺江西禪院に止まることとなつた。此處で師の晩年の法筵に侍し、服勤して敬情のいよいよ深きを致し、その遷化に際しては、靈堵の儀に乖くことなく、克く茶毗の禮を盡すを得た、という。

「塔碑」は、ここにも亦た他の史傳に見られぬ多くの事實を傳えているが、就中、

- (1) 臨濟が咸通二年乃至三年頃(861—862)、蒲相蔣公なる人の請を受けて法席を移したること。
- (2) また同じ頃、別に太尉何公なる人が專使を發して、魏府に迎請したること。
- (3) 存獎は、大名縣の白馬津の邊でこの一行に翼従するを得、師に侍して府下（魏府）の觀音寺江西禪院に止まつたこと。

(4) 存獎が臨濟の遷化に侍し、靈堵の儀、茶毗の禮を全うしたこと。  
等は、臨濟義玄その人の史傳を明かにする上に、重要な手がかりを與えるものであろう。

先ず、蒲相蔣公が如何なる人かは、從來の禪宗史關係の書には全く知られて居ないが、史乘の記す所によると、此の當時蒲州（山西省平陽府蒲州）守禦であつた蔣氏として、咸通二年、出でて河中節度使、となつた蔣伸（字は大

直)がある。蔣伸は蔣父(字は德源)の次子であり、大中初年に朝に入り、右補闕史館修撰となり、轉じて中書舍人、翰林學士、次で員外郎中、戸部侍郎、學士承旨、兵部侍郎、中書侍郎平章事等に任ぜられて居り、河中節度使は治所を蒲州に置いたから、蒲相蔣公と呼ばれてふさわしい様である。<sup>(9)</sup>

次に太尉中(書)令何公も不明であるが、この當時、魏博の藩鎮であつた何氏としては何重順(—896)がある。重順は開成五年(895)父進滔の後を承けて魏博節度使となり、宣宗より弘敬の名を賜わり、檢校尚書左僕射となり、次で同中書門下平章事を加せられ、懿宗の初めに中書令となり楚國公に封ぜられているから、太尉中書令何公と呼ばれるにふさわしい人の様である。<sup>(10)</sup>

勿論、これらのことを、更に明確にするためには、他の有力なる資料の出現を俟たねばならず、また常に問題とせられる臨濟寂年に關する記事のないことも極めて氣にかかるが、存獎がこの太尉何公の保護の下に臨濟の晩年に待したのが觀音寺江西禪院とされていることも注意されるべきで、觀音寺は地名であろうと思われ、洪州黃檗の禪をこの地に傳えた臨濟の住寺が江西禪院と呼ばれたことは極めてありそうなことである。但だそれが一般に「大名府の興化寺の東堂」といわれているものと極めて相違している點については後に攷察を加えることにしよう。

註(1) 文苑英華は北宋の太平興國七年(982)より雍熙四年(985)の間に、いわゆる三館の事業として宋白らが編輯した隋唐文學作品の總集で、この種のものとしては最も古いものである。但し、現存のものは明の隆慶刊本で、時に誤説があるが、別に、靜嘉堂及び内閣文庫に明版以前の鈔本が襲載せられていて、校合が可能である。小稿の資料としては、京都大學人文科學研究所、哲學文學研究室所藏の明刊本及び前記鈔本の片影を利用して頂いた。本稿の最後に附録として掲げたものは、これを更に全唐文と對校したものである。

(2) 宗統彌年の著者は、この闕里の胤という點に注目し、東方聖人の子孫が、西方聖人(彌迦)の正宗を承ける菩提達磨乃至臨濟義玄の嗣となつたことを指摘し、この兩教の根本が一であることを強調している。清代の佛教史學の一傾向を示すものであろう。卷十六、編藏二乙、二十、百二三Ba

- (3) 雲居道膺の生年は明かでないが、今、宇井氏の第三禪宗史研究(頁三二七)の考證による。
- (4) 上方道宗は、從來全く注意せられていないが、景德傳燈錄卷十の目錄に、鎮州上方和尚と云い、全唐文卷九二〇に、沙門知宗撰の盤山上方道宗大師遊行碑があつてその爲人を知らしめる。
- (5) ともに舊唐書卷百八十、新唐書卷二二二、盧龍藩鎮の條に見ゆ。張仲武については、別に唐文粹五十九に、李德裕の「幽州紀聖功碑」が參考せられる。
- (6) 續藏二乙、九、三百一A b。なお、引文の頭部に附した數字は、後に第七章に於て述べる興化語錄の整理番號である。
- (7) 正藏五十一、二九五 a
- (8) 同書二九四 c
- (9) 舊唐書卷百四九、新唐書卷百三二
- (10) 舊唐書卷百八一、新唐書卷二百十藩鎮魏博。尙、「塔碑」は臨濟が蒲相に迎えられてすでに蒲州に赴いた歸途なのか、或は未だ蒲州に到らざる途中で、にわか魏の何公の招請に應ずることとしたのか明かでないが、傳えられる様に臨濟が「衣を拂つて南邁し」たことは事實であろうし、臨濟録中にも蒲州の麻谷(第二世と傳う)との問答が存するから、或は蒲州府に到つたことがあつたのかも知れぬ。廣燈錄卷十では、「師因到河陽府、府主王常侍請師昇座。時麻谷出問、云云」と云い、河陽は河南の懷慶府孟縣であり、正に河中節度使の治下にあつた所である。尤も、この場合は府主王常侍というのが合わないし、王常侍は鎮州の府主王紹懿であろうこと、後に考證する如くであるとすれば、いよいよ妥當ならぬものがあり、明かには知られぬと言わざるを得ぬ。
- (11) 魏府の西南門を觀音門と稱したことが、讀史方輿紀要卷十六に見え、「東西二門、正東曰冠氏、東南曰朝城。西面二門、正西曰魏縣、西南曰觀音」と云い、五代史を引いて「魏州羅城西門曰觀音門、晋天福初、改曰金明即此門也」と註しているから、この邊に觀音寺があつたのであろう。

三

存獎は、かくて臨濟の寂後、乾符二年(875)に至つて、幽州節度押兩蕃副使檢校祕書兼御史中丞賜紫金魚袋董廓、

幽州臨壇律大德沙門僧惟信、涿州石經寺監寺律大德弘輿等の三人が存獎をして盤山に北歸せしめるべく懇請したので、存獎もまた之に従わんとし、衙庭に詣つて先侍中丞韓公之叔にこの旨を告げると、彼は直ちに「南北の兩地何の異か有る、魏人何ぞ薄く燕人何ぞ厚からん。如來の教、豈に是の如くならんや」と言つて、府下に留まることをすすめたので、遂に之に従ふこととし、常侍及び諸檀信の歸依によつて、魏府の南甌門外通衢の左に一字を構え、大いに禪風を擧揚し、六州の士庶をして悉く如來の勝因を結ばしめるに至つたと云い、「塔碑」は最大級の美文を以てこの寺の結構を傳えている。

處で、存獎をして魏府に留め自らその檀信となつた韓公之叔もよく判らないが、史乘によると、魏府の地は先に關説したる節度使何弘敬が咸通七年に死し、その子全暉がその後を襲いだすが、この人は性甚だよろしからず、「年少好殺戮、下有少罪、鮮縱貫、人人危懼」と云われ、咸通十一年(870)に至つて遂に衆のために殺されたと云う。而して、衆に推されて此の後を承け、魏博留後となつたのが韓君雄で、懿宗の詔によつて副大使に進み、檢校司空となり、僖宗のときに同中書門下平章事に進み、允中の名を賜わり、死後大尉を贈られているから、或はこの人の一屬ではなからうか。然し、この人は乾符元年(874)十一月に六十一歳を以て没したとも云われるから、或はその後を承けて節度使となつた子韓簡かも知れぬ。この人も檢校太尉同中書門下平章事に進み魏郡王に對ぜられたが、中和元年(891)、黃巢の餘波を受けて敗死したといふ。<sup>(4)</sup>

「塔碑」は更に進んで、存獎の示寂のことを叙べ、文德元年(888)七月十二日、享齡五十九、僧臘四十一を以て寂したが、親信の弟子に藏暉、行簡の二人があり、遺命によつて一人は喪を司り、一は傳法を司つたと云い、翌龍紀元年(896)八月二十二日に至つて本院に於て眞身を荼毗したところ、「火纒かに發すれば雲自ら愁い、薪を加えざるに風勢を助け、三日三夜、號禮すること斯の如し。香爐の中より舍利一千餘粒を得、諸寺の大德各各作禮し請うて

分ち供養せんとす云云」と云い、遂に府南の貴郷縣薰風里の地に塔を建てることとなつたが、これ先師の塔に附せんとの志であると云つてゐる。處で、茲に先師の塔というのは恐らく臨濟の塔で、臨濟の塔の傍に附して自らの塔を建てよ、というのが存獎その人の遺志であつたのであらうから、それが府南の貴郷縣薰風里の地であつたということは、また臨濟の史傳に從來未傳の一事實を加えることとなる。但し、臨濟の塔記に、「門人師の全身を以て大名府の西北隅に塔を建つ」というのと矛盾するが、このことについては別に後述することとする。

「塔碑」は存獎の寂年を文徳元年とし、享齡五十九、僧臘四十一と云つてゐるが、僧臘を四十一とすればその出家は十九歳となつて大中二年に相當する。従つて先に七歳前後で盤山の曉方に師事したというのは一種の文飾とすべきか。或は之を受具の年とみて張公が幽州戒壇を奏置した年時を大中五年よりも尙數年の前にあつたとすべきか。雪峯の登戒を大中四年とする祖堂集の記事が若し正しければ、このことを裏付ける一證とみることも出来るであらう。

更に、存獎示寂の年時について、從來、佛祖通載は之をはるかに三十數年を降らしめて同光三年(925)の條に收め、我が英朝の宗門正燈錄も亦た之を承けているが、此は次に述べる後唐の莊宗(885—926、但し帝位にあつたのは晩の四ヶ年)との機縁に基づいたものである。而し、此の機縁そのものは極めて古くから言われていたらしく、南唐の保大十年、即ち後周の廣順二年(952)に成つた祖堂集には、すでに之を次の様に述べてゐる。

[25]同光帝問師、朕昨來河南取得一个寶珠、無人着價。師云、請皇帝寶珠看。帝以兩手、撥開幞頭角。師云、皇帝是萬代之寶珠、誰敢着價。<sup>(a)</sup>

景德傳燈錄も亦たこの機縁を收め、玄覺の徵語を附しているが、玄覺は法眼文益の嗣、金陵報慈道場玄覺導師行言で、祖堂集の成立と同時代の人である。併るに天聖廣燈錄はその卷十八、侍郎楊億の章に特にこの機縁を收め、玄覺の語と共に楊億の語を添えて居るところでは殆んどその本文に變化を見せていないにかかわらず、卷十二の興化存獎

の本章には、大いに之を増廣せしめて、

[25] 同光帝駕幸河北、廻至魏府行宮。帝坐朝、僧錄名員來朝後、帝遂問左右、此間莫有德人否。近臣奏曰、適來僧錄名員皆是德人。帝曰、此是名利之德、莫有道德之人否。近臣奏曰、此間有興化長老、甚是德人。帝乃召之。師來朝見。帝賜座茶湯畢。帝遂問、朕收下中原、獲得一寶、未曾有人酬價。師云、如何是陛下中原之寶。帝以手舒幪頭脚。師云、君王之寶誰敢酬價。

と云い、更に之に續いて、

[26] 聖顔大悅、賜紫衣師號。師皆不受。宣馬一疋、與師乘騎。馬忽驚、師遂墜傷足。帝聞宣藥救療。師喚院主、院主至侍立次、師云、與我作箇木柎子、院主做了將來。師接得還院行、問僧云、汝等還識老僧麼。僧云、和尚、爭得不識。師云、癩脚法師、說得行不得。又至法堂上、令維那聲鐘上堂。師如前垂示、衆皆無對。師擲下柎子、端然而逝。<sup>(5)</sup>

となして、茲に新たに全く別箇の機縁を附加している。前半の、帝が德人を求める一段は、趙州行狀に見える燕王が趙州を求める話に近似して居り、事實、當時唐末五代の牧守や帝王たちにはかかることがあつたらしく、同一の事件より脱化し來つたものと考えられるが、後半示寂の一段は、先の「塔碑」の記事に比して甚だしく飛躍している。

思うに、唐末五代時代のこの地方は、わずか半世紀の間に數箇の王朝が相纂奪し、藩鎮牧主もまためまぐるしく交替したから、もと存獎が見えたという別の王公が何時か莊宗と誤まられ、この話に基づいて示寂の機縁が創られ、遂に示寂の年時が同光三年と定められるに至つたのでなからうか。なお、佛祖統紀の著者は、之を三聖懸然のこととなしているが、此は明かに存獎と三聖とを誤つて混同したるものである。<sup>(6)</sup> 何れにしても、公乘億の「塔碑」に據る限り、これらの機縁及び年時の説は信ずることのできぬものである。

清の紀蔭が宗統編年卷十六に、このことを考證して、

師化於文德元年七月十二日。唐僖宗文德元戊申、先後唐莊宗同光元年癸未、凡三十六年、則非莊宗明矣。今考其時、舒礪頭脚者、蓋晉王李克用、而誤爲其子莊宗存勳也。按僖宗廣明元年庚子、黃巢入長安、帝走興元。黃巢潛號、中和二年壬寅、李克用將沙陀兵趣河中、三年癸卯五月、李克用破黃巢、收復長安。詔以李克用、爲河東節度使。四年甲辰五月、黃巢趣汴州、李克用追擊大破之。秋七月、時溥獻黃巢首。八月、進李克用爲隴西郡王。傳燈錄所謂收大梁得一顆無價寶珠者也。其稱朕者、以莊宗而訛也。

と言つてゐるのは、蓋し至當の説ではあるが、此の機縁によつて贈られたといふ廣濟大師通寂の塔といふ諡號のことを、「塔碑」が知らないことも不思議であるから、やはりこの話は史的事實の混同とみるよりも、後に附會せられたものと見るべきであろう。なお、紀蔭は諡號のことを辯じて、この諡號があつたのは「塔碑」以後のことであろう、となしてゐるが、祖堂集は既に此を知つてゐるから、やはり莊宗と結びつけられ機縁が出来た時代と、この追諡があつたこととの間に、密接な關係があつたものと見なければならぬ。

また更に一步を進めると、事實上此の追諡をなした人が莊宗その人であり、後に追諡と寂年とが混同されるに至つたのではないか、とも考えられる。即ち、舊五代史の莊宗本紀によると、莊宗がこの魏州の地をその手中に收めたのは、天祐十二年(915)であり、その後、しばしばこの地と晉陽の間を往來し、のち天祐二十年(923)に至つて、遂に衆に推されてこの地で帝位に即き、大いに恩赦を行い、しきりに功臣を論賞し、故人に對して諡號追贈を加え、民に免役を與え減税を行つて居るが、而も、莊宗はよく神異を信じたらしく、例えば即位の年に先立つて、

天祐十八年、春正月、魏州開元寺僧傳眞、獲傳國寶。獻于行臺驗其文、即受命于天子孫寶之八字也。羣僚稱賀。傳眞師、于廣明中、遇京師喪亂、得之秘藏、已四十年矣。篆文古體、人不之識。至是獻之時、淮南楊溥、四川王衍、

皆遣使致書。勸帝嗣唐帝位。<sup>(4)</sup>

と云い、また

同光元年、春正月丙子、五臺山僧獻銅鼎三、言于山中石崖間、得之。<sup>(5)</sup>

などとも言われているから、これらの神異な事件が曾てこの地に禪風を振つた存獎と結びつけられ、而もそれが極めて禪的に脱化せしめられて評判を博するに至ることは、極めて自然の成り行きであり、禪の歴史に於ては他にもしばしば見られる例である。また、古今圖書集成神異典、釋教部の記載によると、

唐莊宗皇后劉氏專、莊宗自滅梁、志意驕怠、宦官伶人亂政。后特用事、於中自以出於賤微、踰次得立、以爲佛力。又好聚斂、分遣人爲商賈、至於市肆之間、薪芻果茹、皆稱中官所賣。四方貢獻、必分爲二、一以上天子、一以入中宮、宮中貨賄山積。惟寫佛書、饋賂僧尼。而莊宗由此亦佞佛。有胡僧、自于闐來、莊宗率皇后及諸子、迎拜之。僧遊五臺山、遺中使供頓、所至傾動城邑。又有僧誠惠、自言能降龍。嘗過鎮州、王鎔不爲之禮。誠惠怒曰、吾有毒龍五百、當遣一龍揭片石。常山之人、皆魚鼈也。會明年、滹沱大水、壞鎮州關、城人皆以爲神。莊宗及后、率諸子諸妃拜之。誠惠安坐不起。由是士無貴賤、皆拜之。獨郭崇韜不拜也。是時皇太后及皇后、交通藩鎮、太后稱誥、令皇后稱教命、兩宮使者、旁午於道。許州節度使溫韜、以后佞佛因論、以私第爲佛寺、爲薦福。<sup>(6)</sup>

と云い、莊宗の后妃が神異の關心を佛教に寄せて、莊宗とともに僧尼を供養したることを傳えて居り、存獎への追諡のことも、或は此の間になされたのではなからうか。<sup>(4)</sup>

註(1) この三人の人物については、他の資料と照合することができぬ。識者の示教を乞いたい。

(2) 舊唐書卷百八十、新唐書卷二百十、藩鎮魏博の條。之叔の意が解し難く、文字通りに韓氏の叔父に當る人か、又は何氏の名であるか、判らない。また、この當時魏府の實權を掌っていた韓君雄と如何なる關係の人か知り難いが、とにかく韓氏の一屬には相違なからう。



- (3) 祖堂集卷二十、興化和尙章、謄寫本第五分冊、百四十頁
- (4) 續藏二乙、八、三八九B a
- (5) 同書三五五A b。尙、五代君王の幟巾については、雲麓漫鈔卷三に詳説がある。
- (6) 佛祖統紀卷四十二、正藏四十九、三九一b、尙、他に卷五十一（頁四五一b）、五十三（頁四六七a）等にも見え、古今圖書集成神異典、釋教部彙考に之を承けている。
- (7) 續藏二乙、二〇、百二二B b
- (8) 影印二十五史本、頁二二二b。なお、五代の帝王が追諡を行つたことは、古今圖書集成神異典、二氏部彙考によると、他にもその例がある。續藏二乙、二十三、百七四A b
- (9) 同書、頁二二五 a
- (10) 今、便宜のために續藏經に別出されているものによる。二乙、二十三、二百A a
- (11) 僧誠恵に關しては、全唐文卷一〇四に、「賜誠恵法號廣法大師詔」その他がある。

四

次に、「塔碑」は存獎の嗣として、藏暉、行簡の二人を擧げ、公乘億自身も亦た藏暉大徳下の俗弟子であると言つてゐるが、これ等の人々が從來の史傳に於て未だ曾て注意せられず、而も逆に後世に臨濟禪の法系がその下に展開された南院慧顛の名が「塔碑」に見られぬのは、一見甚だ不思議の様である。尤も、從來の史傳に於ても、南院が存獎に參じた機縁は何れにも見えず、此は師資の契合を以て中心生命とし、その機縁語句を録することを使命とする燈史の書として重大なる缺點と言はねばならぬ。<sup>(1)</sup> わずかに、建中靖國續燈錄卷一に、

汝州寶應南院慧顛禪師、參與化和尙、大悟玄旨、密契宗風、啐啄應機、主賓互換、當鋒酬敵、獨冠諸方。<sup>(2)</sup>

と云うのが唯一のものであるが、これとても必ずしも特別の資料に據つたものではなくして、後に一般に傳えるところ

ろによつて記したものに過ぎぬであらう。

然らば、南院と興化との機縁は、當初から知られていなかったのであらうか。而も、景德傳燈錄によると、その卷十二に、魏府興化存獎禪師法嗣として汝州寶應和尚を挙げ、「亦曰南院第一世住、顯禪師」と註し、更に、前魏府大覺和尚法嗣として、廬州大覺和尚、廬州澄心院旻德和尚、汝州南院和尚の三人を録している點に注目せしめられる。別に、古尊宿語錄卷八の首山語錄の後尾を見ると、

師……後徇衆請入城下寶應禪院、卽南院第三代<sup>(4)</sup>。

として居り、大覺の嗣としての汝州南院は、その第二代であつた如くであるが、次に叙べる様に存獎その人がもと大覺和尚と呼ばれていた一事を考え合せてみると、この點について更に疑問なしとせぬのである。

即ち、公乘億の「塔碑」の始めの部分に禪の傳燈を叙べて、「はじめ、摩訶迦葉より師子尊者に迄るまで統べて二十三代となす。而後、達摩多羅漢土に降り、能秀に至つて之を分つて七と爲す。而後、苞披き葉附し派別れ脈分ち、其の眞宗の泯ぜず滅せざる者は、則ち大覺大師、固にここに系有り。和尚、姓は孔、字は存獎云云」と云つて居り、結尾に至るまで遂に興化の名が見えぬのである。然らば、先に韓公之叔等が南轅門外通衢之左の地に、存獎のために建てたのが大覺寺で、存獎は大覺寺存獎と呼ばれていた理である。

一體、魏府大覺は、もと景德傳燈錄の舊本では、卷十二に黃檗希運の嗣とせられ、臨濟章には、

大覺到參。師舉拂子、大覺敷坐具、師擲下拂子、大覺收坐具入僧堂。衆僧曰、遮僧莫是和尙親故、不禮拜、又不喫棒。師聞令喚新到僧。大覺遂出。師曰、大衆道、汝未參長老。大覺云、不審。便自歸衆。<sup>(5)</sup>

とあつて、すでに相當の力量を具した人であつた如く、また同書卷二十七、諸方雜舉徵拈代別語の條に、

臨濟見僧來、舉起拂子。僧禮拜。師便打。別僧來。師舉拂子。僧並不顧。師亦打。又一僧來參。師舉拂子。僧曰、

謝和尚見示。師亦打。

雲門代云、只疑老漢。

大覺云、得即得、猶未見臨濟機在。<sup>(7)</sup>

とあるのが同人であるとすれば、やはり臨濟と親故の人として、ともに黃檗の嗣であつたかも知れぬ。また大覺の本  
章には、存獎がこの人の下にあつて院宰の役をつとめたときのこととして、南方行脚の旅ののち、先に擧げた南行一  
廻、拄杖頭未曾撥著箇會佛法底人云々、の機縁につづいて、

[5] 來日興化從法堂過。師召曰、院主。我直下疑汝昨日行底喝、與我說來。興化曰、存獎平生於三聖處學得底、盡被和  
尚折倒了也。願與存獎箇安樂法門。師曰、遮瞎驢、來遮裏納敗缺。卸却衲帔待痛決一頓。興化則於語下領旨。雖同  
嗣臨濟、而常以師爲助發之友。<sup>(8)</sup>

と云われて居り、此によつて、後に廣燈錄卷十二では、

[6] 師後開堂拈香云、此一炷香、本分爲三聖師兄、三聖於我太孤。本分爲大覺師兄、大覺於我太賒。不如供養臨濟先師。<sup>(9)</sup>  
となしているから、存獎は言わば魏府大覺の二世とも見られていたのではあるまいか。そして、韓公之叔等が存獎の  
ために建てた大覺の名によつて、當初その名の逸し去つていた魏府大覺をも大覺と呼ぶに及んで、後には存獎は興化  
と言われるに至つたのではあるまいか。此は一箇の想像による憶斷で、更に確實なる資料の出現せぬ限り、強いて斷  
定を下すことはできないが、興化存獎の嗣に汝州寶應があり、魏府大覺の嗣に汝州南院があるとする傳燈錄の説には  
理解できぬものがある。因みに天聖廣燈錄は、この汝州南院の語を魏府大覺の下より削り去つて、寶應の章に加えて  
了つているが、此はもと同一人であつたものを、景德傳燈錄が別出したのか、或はもとより別人であるものを天聖廣  
燈錄が誤つたのか、軽々に斷することが出来ない。

何れにしても、南院が存獎に参じた機縁は、古い史傳に於て明確を欠き、後に天聖廣燈錄卷十四の本章には、師初開堂、纔升座。有僧問、師唱誰家曲、宗風嗣阿誰。師云、掌塔戴鵬冠、口中更河海<sup>(4)</sup>

とあつて、嗣法關係の記載が一般化せられ、而も此の「師唱誰家曲、宗風嗣阿誰」の問答が、臨濟録に其の源を發して、南院以後のこの系統の人人の殆んどすべての機縁として記載され、恰かも臨濟下の宗風の如くに視られている點は、寧ろそれがあるべき存獎の語に見當らぬことと共に、如何にも不思議である。

註(1) 我が英朝の宗門正燈錄卷三に、この點について贅語を加え、「愚竊見、興化章不載接南院之作略、南院錄亦無參興化之機縁。兩鏡相照中無影像。具眼禪流向無影像處辨取」と云つてゐる。

- (2) 續藏二乙、九、二五A a
- (3) 正藏五十一、二八九c
- (4) 續藏二、二十三、百二八A b
- (5) 大正藏經に收められる景德傳燈錄は、元版と明版との藏經本を對校したものであるが、商務部印書館の四部叢刊三編に收めるものは宋刻本で、元版藏經のものと多少相違している。また、宋藏遺珍に收められる傳燈玉英集は、殘簡乍らこの宋本傳燈錄の面影を傳えるものである。なお、大覺を黃檗の嗣とするの説は、曇橘州の大光明藏にも承けつがれている。
- (6) 正藏五十一、二九oc
- (7) 同書、四三六b
- (8) 同書、二九五a
- (9) 續藏二乙、八、三五四B a
- (10) 同書、三六二B b

## 五

次に、南院以外の存獎の諸弟子について考えてみよう。景德傳燈錄には存獎の嗣法として、汝州寶應和尚と、魏府

天鉢和尚の二人を擧げ、後者は「機縁の語句無し、録せず」と註している。併るに、天聖廣燈録は次の如き開堂の語を録して、

魏府天鉢禪師、初開堂升座時、有僧問、師唱誰家曲、宗風嗣阿誰。師云、雲綻家家月。僧云、恁麼即徧天徧地。師云、一任鑽龜打瓦。<sup>(1)</sup>

と云い、また別に三則の問答を掲げている。

處が、感山の雲臥紀談卷下によると、

魏府老華嚴者、諱懷洞。五委時、初弘華嚴之教、晚參與化存獎禪師、得教外別傳之旨。遂出世天鉢、次徙歷沙禪苑。河朔縉素尊事之、故稱老華嚴。禪門宗派圖、有天鉢和尚、系出興化者是也。洞、嘗有示衆語、曰、佛法在徧日用處、在徧行住坐臥處、喫茶喫飯處、語言相問處、所作所爲處。若舉心動念、又却不是也。還會麼。徧若會得、卽是擔枷帶鎖、重罪之人。何故如此、佛法不遠隔塵沙劫、一念中見得、在徧眉毛鼻孔上。徧若見不得、如接竹點月相似、無有是處。徧究竟麼、切莫思惟、不可言論。時中承何恩力。徧若知得、須有歡喜處。所以古人道、寂寂常歷歷、諸佛不求覓、衆生斷消息。徧還會麼。一切諸佛本無情、一切諸佛本無名、一切衆生本自靈。混然如太虛空、無缺無餘。徧若不會、直得、觸途成滯。<sup>(2)</sup>

とあつて、此の老華嚴なる人が存獎の嗣天鉢和尚に外ならぬことを知るのであるが、此の示衆の語は、明版の景德傳燈錄卷三十の最後尾に收められて、更に長く續いて居り、如何にも長い間の華嚴の講學と、存獎を通じて承けた臨濟義玄の禪とによつて、全一的に混然として練成せられたものであると思われる。併し、林間録の著者は、誤つて之を文潞公と關係のあつた天鉢重元の語となしているが、<sup>(3)</sup>天鉢重元は雲門下五世、天衣義懷の嗣であり、此處に述べられている風格が雲門的であるよりも臨濟的であることは、一讀にして明瞭であるから、感山が前記の引文の後に附註し

て、之を存獎下の天鉢のものと斷じていることは如何にもつともであらう。

天聖廣燈錄は、なほ以上の他に、淄州水陸和尚、大行山禪房院克賓禪師、守廓上座の三人を擧げているが、水陸は、傳燈錄卷十二に三聖慧然の嗣としているのを誤つたのであり、克賓は同じく存獎の章に出ている機縁に據り、守廓は同じく卷十三、風穴章に見える機縁に基づいて之を別出し、他の機縁を補つたものであらう。併し、前者は

〔12師（存獎）謂克賓維那曰、汝不久當爲唱道之師。克賓曰、不入者保社。師曰、會了不入、不會不入。賓云、總不與麼。師便打。乃云、克賓維那法戰不勝、罰錢五貫、設飯一堂。至明日、師自白槌云、克賓維那法戰不勝、罰錢五貫、設飯一堂。不得喫飯、即時出院。〕<sup>(5)</sup>

とあるもので、此のみにては存獎の嗣と斷じ難いから、何か他に基<sub>す</sub>く所があつたのであらう。

守廓の方は、傳燈錄では

汝州風穴延沼禪師、餘杭人也。初發迹於越州鏡清順德大師、未臻堂奧、尋詣襄州華嚴院、遇守廓上坐。卽汝州南院侍者也、乃密探南院宗旨。<sup>(6)</sup>

とあつて、明かに南院の侍者としているが、天聖廣燈錄は、

師（守廓）行脚、到襄州華嚴和尚會下。華嚴一日上堂云、今日賜鄉無畏、若是臨濟德山、高亭大愚、鳥窠船子兒孫、不用如何若何、直須單刀直入、華嚴與汝證據。師出禮拜起便喝。嚴亦喝、師又喝、嚴亦喝。師便禮拜起云、大衆、看者瞎漢、一場敗闕。便喝、拍手歸衆。嚴下座歸方丈。<sup>(7)</sup>

と云い、此處で華嚴の維那となつていた風穴と相識つたとなし、更に次の如き機縁を擧げて、守廓がもと存獎の侍者たりしことを主張している。

師在鹿門和尚會下、一日在僧堂後架坐。鹿門下來、見楚禪和便問、終日披披搭搭作什麼。楚云、和尚見某甲披披搭

搭耶。門便喝、楚亦喝、兩家便休。師云、看者兩箇瞎漢一場敗闕。隨後便喝。門便歸方丈、遂令侍者下來喚師。門云、適來楚禪和與老僧、賓主相見、什麼處敗闕。師云、轉見病深。門云、老僧昔日見興化來。師云、和尚見興化時、某甲在彼爲侍者、記得此時語。門云、你試舉看。師便舉、興化問鹿門、什麼處來。門云、五臺山來。化云、還見文殊麼。門便喝。化云、我問你見文殊、又喝作什麼。門又喝。化不語。至來日、興化教某甲來喚待問、當早已去也。化上堂云、大衆、你看者箇師僧、擔一條斷貫索、向南方去也。已後也道、我見興化來。和尚今日公案、恰似恁麼時底。門云、興化恁麼時、爲什麼不語。師云、興化知道、和尚不會。門方省悟。來日、特爲師煎茶。晚後上堂、告衆云、夫參學龍象、直須子細。入室決擇、不得容易。綽得箇語、便爲極則、卽道我剗利。我當初見興化時、認得箇轉動底、見人一喝兩喝便休、以爲佛法。今日、被明眼人覷著、却成一場笑具。徒什麼祇爲我慢無明、不能廻轉親近上流。賴得明眼道人、不惜身命、對衆出來、爲鹿門老證據。實爲此恩難報。何以如此。興化云、直饒你喝得興化、在虛空裡、住撲下來、一點氣也無、待我蘇息起來、向你道、未在。何故如此、興化未曾向紫羅帳裡撒眞珠、與你諸人、亂喝作什麼。道流、如今明解取去。豈不是慶快平生、參學事畢。<sup>(6)</sup>

鹿門和尚というのは、前段の襄州華嚴と同人であろうが、恐らく景德傳燈錄卷二十に見える、曹山本寂(840—901)の嗣、襄州鹿門山華嚴院處眞であろうと思われる。此處に挙げられている長い守廓の行脚物語が史實に出たものであつたとすると、此の人も亦曾て存獎に参じていたことが知られて甚だ興味深いものがある。そして、守廓もまた存獎下の侍者であつたのであろう。

註(1) 卷十二、續藏本、三六五A b

(2) 續藏二乙、二十一、十四B a

(3) 正藏五十一、四六六 b

(4) 續藏二乙、二十一、二百九三B a

- (5) 正藏本、二九五b  
 (6) 同書、三〇二b  
 (7) 卷十二、續藏本、三六五A b  
 (8) 同書、三六五B a

## 六

以上、存獎の史傳及びその法嗣について、知られる所を叙べたので、次に存獎がその晩年を過したとされる興化寺について一言しておこう。

興化寺の名が、公乘億の「塔碑」に見えず、當時、大覺和尚と呼ばれていたことは、既に先述した如くであるが、有名な「臨濟慧照禪師塔記」を始め、「祖堂集」、「景德傳燈錄」等に於て、すでに興化存獎と呼ばれて居り、殊に「臨濟慧照禪師塔記」は、一見するところ、臨濟義玄の寂後、法嗣保壽延沼が撰し、存獎が之を校勘し、自ら「住大名府興化嗣法小師存獎校勘」と連署したるものとして、最も信頼すべきものの如くである。

然し、この「塔記」は、從來すでに先人が指摘している様に、種々の問題を含んでいるものであるから、先ずこの「塔記」そのものについて考えてみよう。

いつたい、この「塔記」について、第一に疑問とされなければならない點は、存獎自身が「住大名府興化云云」と署し、また本記中にも、臨濟が「後拂衣南邁……即來大名府興化寺、居于東堂」したとされる大名府の稱が、唐代のものでなくして、五代以後のものであることである。即ち、讀史方輿紀要卷十六、大名府の條によるに、

禹貢兗州之域、夏爲觀扈之國、春秋晉地、戰國屬魏、秦屬東郡、漢屬魏郡、後漢因之、三國魏分置陽平郡、晉因



之、前燕分置貴鄉郡、尋省、宋文帝置東陽平郡、後魏因之、後周末置魏州、隨初因之、大業初、改爲武陽郡、唐武德四年、復爲魏州、龍朔初、改爲冀州、咸亨中復故、天寶初曰魏郡、乾元初、復曰魏州、五代唐同光初、升爲東京興唐府、三年、改東京曰鄴都、晉曰廣晉府、漢曰大名府、周顯德初、復罷鄴都爲天雄軍、而府如故、宋因之、慶歷二年、建爲北京、金仍爲大名府路、元曰大名路、明改大名府、

と云い、大名府の稱は五代の漢に始めて用いられ後代の金と元、明のときに之を承けているのみである。今、更に五代會要によれば、卷十九、大名府の條に、

後唐同光元年四月、升魏州爲東京、都督府曰興唐府、元城縣爲興唐縣、貴鄉縣爲廣晉縣、至三年三月、改爲鄴都、興唐爲次府……

晋天福二年九月、改興唐府爲廣晉府、興唐縣爲廣晉縣……

漢乾祐元年三月、改廣晉府爲大名府、廣晉縣爲大名縣、

周廣順元年六月以大名府元城縣爲赤縣、

顯德元年正月、廢鄴都留守、依舊天雄軍、大名府爲京兆府之下、其屬縣地望官吏品秩、並同京兆府、<sup>(3)</sup>

と云い、後漢の乾祐元年 (970) に初めて用いられたことを示している。

次の疑問は、「塔記」の撰者保壽延沼なる人についてであつて、一説にこれを祖堂集卷二十、傳燈錄卷十二に見ゆる鎮州寶壽沼であるとす、又一説に、風穴延沼であらうとせられているが、共に甚だ明瞭を欠くのである。何となれば、從來の史傳による限り、風穴延沼が鎮州保壽に住したる記録なく、殊に嗣法の小師と稱することが妥當ならぬ上に、風穴の撰述を存疑が校勘することはいよいよ以て奇である。また、寶壽沼が保壽延沼と同一人であれば、傳燈錄編集の當時、この「塔記」の撰者としての保壽延沼を以て、何が故に寶壽沼とし、諱の上字を逸したのであるか。<sup>(4)</sup> 更

にまた、傳燈錄の編者がこの「塔記」を知つていたならば、如何なる理由を以て、臨濟義玄の寂年について敢て相違の説を取つたのであるか。若し、寂年に關する僅か一年の相違は、之を不注意による誤りとするも、臨濟が示寂に際して三聖と問答する一段の因縁は、臨濟の「行錄」としては極めて重要であり、「塔記」もまたこのことを特筆してゐるにかかわらず、傳燈錄臨濟章に全くこの縁なく、別箇の傳法偈を録してゐるに過ぎざること、傳燈錄の編者がこの「塔記」と「行錄」の存在を知らなかつたことを明示するものでなければならぬ。<sup>(5)</sup> 然らば、鎮州寶壽沼は、傳燈錄編集の當時すでに諱の上字が知られなかつたのであつて、この人を以て直ちに「塔記」の撰者寶壽延沼と同一人と視ることは出来ないであらう。

また、この疑問を更に深めしめるものに、「塔記」中に表われる默君和の記事がある。默君和なる人に關しては、從來殆んど注意されて居らず、或は不明とせられてゐるが、宋の陸游の老學庵筆記卷十によると、

保壽禪師作臨濟塔銘云、師受黃檗印可、尋抵河北、鎮州城東、臨滹沱河側、小院住持名臨濟。其後、墨君和太尉、於城中捨宅爲寺、亦以臨濟爲名。<sup>(6)</sup>（墨君和名、見唐書及五代史）其事甚詳云云。

と云い、默君和を以て墨君和となして居る。而も、此の墨君和に關しては、劉氏耳目記に次の如き話があつて、全く同一人なるべきことを推せしめるのである。

眞定墨君和、幼名三旺、世代寒賤、以屠宰爲業。母懷妊之時、曾夢胡僧、攜一孺子、面色光黑。授之曰、與爾爲子、他日必大得力。既生之、眉目稜岸、肌膚若鐵。年十五六、趙王鎔初卽位、曾見之、悅而問曰、此中何得崑崙兒也。問其姓、與形質相應、卽呼爲墨崑崙。因以皂衣賜之。是時、常山縣邑、屢爲并州中軍所侵掠。趙之將卒、疲於戰敵、告急於燕王。李匡威、率師五萬來救之。并人攻陷數城、燕王聞之、躬領五萬騎、徑與晉師、戰於元氏、晉師敗績。趙王感燕王之德、椎牛釀酒、大犒於藁城、贊金二十萬、以謝之。燕王歸國、比及境上、爲其弟匡儔所拒。趙人

以其有德於我、遂營東園以居之。燕王自以失國、又見趙主之方幼、乃圖之。遂從下矣上、伏甲俟趙王且至、即使擒之。趙王請曰、某承先代基構、主此山河、每被鄰寇侵漁、困於守備。賴大王武略、累挫戎鋒、獲保宗祧、實資恩力、顧惟幼懦、夙有卑誠、望不忽々、可伸交讓。願與大王、同歸衙署、卽軍府必不拒違。燕王以爲然、遂與趙王、並轡而進。俄有大風并黑雲、起於城上、俄而大雨、雷電震擊。至東角門內、有勇夫、袒臂旁來、拳毆燕之介士、卽挾負趙王、踰垣而走、遂得歸公府。王問其姓名、君和恐其難記、但言曰、硯中之物。王心志之。左右軍士、旣見主免難、遂逐燕王。燕王退走於東園、趙人圍而殺之。明日趙王素服、哭於庭、兼令具以禮斂、仍使告燕主。匡儻忿其兄之見殺、卽舉全師、伐趙之東鄙、將釋其憤氣、而致十疑之書。趙王遣記室張澤、以事實答之。其略曰、營中將士、或可追呼、天上雷霆、何人計會。詞多不載。趙主旣免燕主之難、召墨生、以千金賞之、兼賜上第一區良田萬畝、仍恕其死。奉授光祿大夫、終趙王之世、四十年間、享其富貴。當時閭里有生子、或顏貌黑醜者、多云、無陋、安知他日不及墨崑崙耶。<sup>(6)</sup>

耳目記の記載は、後に太平廣記にも引かれて居て、多少説話的文飾があるかも知れないが、此に關連した話は、舊唐書卷一百八十季全忠傳、及び舊五代史卷五十四、五代史記卷三十九王鎔傳等にも存するから、史的事實に基ずいたものと思われる。處が、この墨君和に救われた王鎔<sup>(9)</sup> (874—921) は、有名なる趙王であつて、禪錄に於ては趙州從諗 (778—897) との關係が知られて居り、この人の祖父の弟に當る王紹懿 (—866) なる人が、臨濟錄に見ゆる府主王常侍ではなからうかと考えられるから、王鎔その人は臨濟よりも後の人である。即ち、史乘の記す所に據ると、王鎔が生れたのは乾符元年 (874) であり、父景崇の後を承けて趙王となつたのは、中和三年 (893)、十歳の時であつたと言われるから、耳目記が云う様に、趙王が卽位の初め、その肌膚鐵の若きを見て悦んだのが、墨君和十五六歳のときであつたとすると、墨君和の生誕は咸通十年 (869) 頃となり、臨濟が示寂したとせられる咸通七年 (866) 以後に屬

することとなるのである。

従つて、「塔記」中に表われる默君和が、右の如き經歷をもつ墨君和その人であるとすれば、この「塔記」の作者を以て、墨君和と同時、或は寧ろ前代の人である鎮州寶壽沼と斷することはできないであらう。さればと云つて、墨君和の他に、わずか三十年前後をへだてて同じ眞定の地に別の默君和なる人があつたとすることも亦た甚だ穩當を欠く様である。殊に、この人の姓の極めて珍らしきに於ておや。

右に擧げた様な疑點について、「塔記」に含まれる課題を完全に解決するためには、更に確實なる他の資料の出現を俟つべきであるが、今、範圍を興化にしぼり、強いて一箇の結論を下せば、

一、大名府興化寺の稱は、臨濟義玄が示寂したる唐末の咸通頃のものではないこと。殊に、大名府は五代後漢の乾祐元年以後のものであること。

二、撰者及び校勘者とせられる人人が、史傳の記載と合わぬこと。

三、景德傳燈錄の編者は、「行錄」及び「塔記」の存在を知らなかつたこと。

四、「塔記」の中には、史實的な年次と合わぬ記事があつて、同時代の臨濟の直弟子たちの筆とは信じ難いこと。等となり、従つて當初この「塔記」に何ら關係のなかつた筈の存獎が、「塔記」の校勘者とせられるに至つたのは、寂後たるか後代、(早くも五代、遅くみれば宋初傳燈錄成立以後)のことであらうと思われること。而して、これに先立つて、存獎はすでに興化存獎と呼ばれて居り、五代王の何人かによつて、——それは恐らく後唐の莊宗であらうと思われるが——廣濟大師通寂塔の追諡がなされ、更に莊宗との機縁が附加せられ、示寂年次が引き下げられるに至つたこと等が知られ、祖堂集及び景德傳燈錄の二書が、そうした最早や傳説となつた興化存獎傳に基ずいて傳を立ててから、公乘億の「塔碑」は遂に顧られなくなつて了つたものの如くである。

かくて、興化の稱は大名府の稱とともに、五代のものとも見られるが、その前後関係は明かでなく、また曾て存獎師の晩年に侍した観音寺江西禪院、及び韓公常侍等が存獎のために創つた南甌門外通衢の左の地なる大覺寺のその後の沿革も明かでないから、興化の稱がこの兩寺のうちの何れに基づいたものであるかも、現在のところ知ることが出来ない。後代にできた、一統志、畿輔通志等の地志によるも、魏府、或は大名府の興化寺に關する記載は全く見られない。<sup>(6)</sup>

- 註(1) 無著道忠、「臨濟錄疏論」卷五
- (2) 國學基本叢書本、第一冊、頁六九五
- (3) 萬有文庫本、下冊、頁二四一
- (4) 道忠の上掲書に、この點について詳論がある。
- (5) 大正藏經本は、明版を別出して居り、明版にはこの示寂の機縁が附加せられている。これは別行本臨濟錄や從容錄等の影響であろう。なお前記、四部叢刊所收の宋本と、正藏所收の元版とを比較すると、この二本の間にも多少の相違がある。
- (6) 元代に玉博文が撰した「眞定十方臨濟慧照玄公大宗師道行碑銘」(臨濟錄摘葉第八の卷末、及び享保丁未刊の道忠劃點本臨濟錄の卷尾等に收む)にも墨君和となしている。
- (7) 商務印書館覆印本、七a
- (8) 劉氏耳目記は、說郛に收められているというが、今は、道忠の「臨濟錄疏論」卷五に引くところに據る。
- (9) この趙王については、祖庭事苑卷七に記事がある。また、趙州眞際禪師行狀(古尊宿語錄卷十三)に、その機縁があり、語錄の卷尾に、「趙王與師作眞讚」、及び「哭趙州和尚二首」を載せている。後者は全唐詩第十一函第一〇四卷にも收め、別に全唐文卷八四三にはその詔を收める。
- (10) 舊唐書卷百四二、新唐書卷二百十一、藩鎮鎮冀の條。從來、王常侍を以て滄山靈祐下の居士である王敬初と見ているが、王敬初は襄州に居たとせられるから、恐らく別人であろう。従つて、臨濟と同時代の鎮州の府主であつた王氏を、強いて史乘の記載に求めるとすると、王紹懿がこれに當る様である。この人は大中十一年(891)に死んだ王元龜の後を承けて、病亡した兄紹鼎に代つて成徳後節度觀察留後となり、次で節度使、檢校工部尚書となり、また、檢校右僕射、兼御史大夫、太原

縣開國伯に進み、更に檢校司空、右散騎常侍を加せられている。極めて徳政の人であつたと云う。  
(11) 魏州以外にも、數箇所に興化寺がある。例えば山右石刻叢編卷十三に興化寺蹟が收められ、宋の嘉祐三年(1036)に律を革めて禪となしたことを記しているが、解州所在のものであり、今の興化とは關係がなさそうである。

## 七

興化の語を集めたものとして、先に挙げた様に、古尊宿語録卷五に興化禪師語録一卷があり、凡そ十七則の機縁語句を録し、巻尾に、臨濟慧照禪師塔記を附している。然し、此の書が古尊宿語録に編入せられたのは、恐らく咸淳三年(1267)の重刊に際してであろうし、當時、興化語録として別にまとめられた一書があつたのを取つたとも考えられない。紹興初年の古尊宿語録の初編四集には、南泉以下二十二家の語要が集められ、次で嘉熙二年(1238)、鼓山晦室師明が、續古尊宿語要六卷を集めたときにも、興化語録は收められていないから、現存のものは、前者の重刊に際して、南嶽大慧禪師以下の諸家の語録が一括編入せられたときに、諸種の燈史や拈頌集などをもととして新たに一書にまとめられ、臨濟語録の附録の意味で、古尊宿語録卷五の後半に編入せられたものであろう。即ち興化の嗣、南院慧顯及び第四世首山念和尚等の語要は、舊刊古尊宿語要卷二に收められ、師臨濟の語録は續古尊宿語要天集に收められていたにもかかわらず、當時盛んであつた臨濟系の祖師たちのうちで、その源流となる南嶽より黃檗に至る四家及び興化と風穴の語録が入つていなかったから、それらの中ですでに一書として別に存したものはそれを取り、存しないものはその時に新しく集められたのであろうと思われる。従つて、古尊宿語録中の興化語録は、それが基ずいたと思われる諸種の燈史の書や他の人人の語録及び拈頌集等に遡つて本文批判的に研究せられねばならないが、今、かりに祖堂集、傳燈錄、天聖廣燈錄、拈頌集、をもととし、更に後代に我が國で作られた宗門正燈録をも對照せしめて、その機縁の異同出人を調べてみると次の如き結果が得られる。

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	祖堂集 (952)
							4 國師喚侍者意 (怡山拈)	3 時喚僧、僧應	2 來問僧、甚摩處							1 興化和尚副臨	
	章				3	2	4	5	1								傳燈錄 (1004)
	廬州澄心院曼德				謂克賓維那曰	謂衆曰我只聞											
					18	13		6									廣燈錄 (1036)
	11 見首座坐禪	10 今日不用如何 若何	9 我聞三聖道	8 三聖問僧	7 問方八面來時				5 僧問多子塔前	4 後開堂拈香曰	3 來日從法堂下	2 後大覺開舉	1 行脚往南方				
8	6 (瑯琊覺、教 忠光云)			13 (開善謙云) 三聖章	7 克賓章		12			5	4	3	2	1 初臨臨濟			聯燈會要 (1183)
		7		4	3	2			8								拈頌集 (1226)
																	五燈會元 (1252)
					7	12	9	6	8	5	4	3	2	1	13		
																	古尊宿錄 (1267)
	4	3	10	9	7					8	2				1		
																	正燈錄 (1501)
		7	16		10	15	8	9	11	12	6	5	4	3	2	1	

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
(勅諭號)		5 同光帝問							
		6 (玄覺徵)							
	21 贈馬興師	20		19 王程有限	17 見僧來云	16 有同參來禮拜	15 雲居一日上堂	14 到雲居問	12 巡堂次垂語
						9 + 10	(同右)	(雲居章)	
		11 (雪竇、黃龍 心云)							
						5 + 6			
		1							
(勅諭號)	18	17	16 寶劍藏久			14 + 15	11	10	
(臨濟塔記)	17	16		15	14	5 + 6	13	12	11
(勅諭號)	21	20	17				18 + 19	14	13
							(續宗門統要八)		

處で、右の表によつて知られる様に、興化の語を最も多く集めたものは、天聖廣燈錄であるが、それは主として僧との問答機縁であり、祖堂集及び傳燈錄が據つたものと、その資料の系統を異にしている如くである。即ち、祖堂集は「末勸行錄莫決終始」と云つて、興化の行錄なるものを見て居らず、主として當時の叢林の間に諸方の拈弄によつて周知せられていた機縁のみを收めたのであり、傳燈錄も亦同じ態度をとつて居るが、天聖錄は、南嶽下乃至臨濟禪宗系統の人人については、つとめてその廣錄をとつて居り、例えば、百丈と臨濟の如きは當時一般に行われていたと思われる廣錄のすべてを別巻として收めて居り、臨濟以後に於ても、その主なる人人について、行錄を集めるに力めている様である。これは天聖錄の編者である李遵勗が、谷隱下の居士として臨濟禪の系統に屬していたからのものである。一面、またそれだけ當時臨濟系統の禪が盛んであり、この系統の歴代の諸師の語録がつとめて集められ、一般に知られていたことを物語るものであらう。



處で、興化の機縁のうちで注目すべきものに、雲居道膺との關係を示す〔19〕及び〔20〕がある、

〔19〕 師到雲居。問、權借一問、以爲影草時如何。雲居云、不得。師三度舉話頭、雲居無語。師云、情知和尚道不得、且禮三拜。

〔20〕 雲居一日上堂云、我二十年前、興化問。我當時機思遲鈍、道不得、爲他致得問頭奇特。不敢辜他、如今祇消一箇何必。後有僧舉似師。師云、二十年祇道得箇何必。興化即不然、不消一箇不必。後三聖拈云、二十年道得底、是雲居如今商量、猶較興化半月程。<sup>(6)</sup>

雲居は先に關説した様に興化と同郷で、宇井博士の言う如く太和九年(839)の出生とすると、六歳の後輩であり、咸通初年、年二十五にして幽州の延壽寺で受戒している。ここに錄されている機縁も恐らく史實であらうが、二つの機縁の間には二十年の歲月が經つて居り、前者は雲居が未だ洞山に參ぜぬ以前の結庵時代で、恰も、興化が南方遊方當時のものであらう。後の「何必」というのは雲居の他の機縁に

問、純石之山草從何生。師云、不理則不亂。僧云、忽然片雲來時如何。師云、莫視。僧云、與摩則空然也。師云、何必。<sup>(7)</sup>

とあつて雲居の語に相違ないであらう。

また次の〔21〕に

有同參來禮拜師。師纔見上法堂來便喝。同參亦喝、却行三兩步。師又喝。同參亦喝、相次近前。師拈棒。同參又喝。師云、爾看者瞎漢、猶作主在。同參擬議。師便打。<sup>(8)</sup>

とある一段は、聯燈會要では、別に

時有僧問、這僧有甚觸忤和尚處。師云、是伊適來、也有權也有實、也有照也有用、及乎我將手向伊面前橫兩遭、

便去不得。似這般瞎漢不打、更待何時。

という後半の一段が附加せられて、これが有名な臨濟の三句や、四照用の上堂示衆につながるものとして、後代の拈頌ではむしろこの後半に重點が置かれているが、此の一段は寧ろそれらの臨濟の禪を特色ずける施設が、後にこの派の人人によつてしきりに拈弄せられつつある間に、興化に歸せられるに至つたものであらう。すでに先に指適した如く、われわれは南院と風穴とによつて三句と四料簡の語が問答せられ、それが「興化先師付託の意」であるとせられるのを見たのであるが、そうした一派の施設によつて宗風を競う傾向は、寧ろ風穴以後のことに屬するであらう。この點から、人天眼目(9)に四盤、四睡、四瞎を以て興化の語としているものも亦た一層肯い難い様に思われる。何となれば、興化存獎の時代には未だそうした建化の門によらず、如何若何を用いず、直に須く單刀直入なるべき」ことを第一としたからであり、興化語錄にはかくの如き單刀直入、簡明直截の精神が横溢して居り、寧ろこの點にこそ眞に臨濟の精神を繼ぐものがあつた様に思われる。

最後に、以上に關説しなかつた興化の機縁のすべてを出しておこう。今日集め得る興化語錄として、最も完全なものとなるであらう。

〔1〕 興化和尙、嗣林濟。師在魏府。師諱存獎。未覩行錄、莫決終始。勅謚廣濟大師、通寂之塔。(祖堂集卷二十、謄寫本第五分冊、頁百三九)

〔7〕 有僧問、多子塔前共談何事。師云、一人傳虛萬人傳實。(天聖廣燈錄卷十二、續藏本、頁三五四B a)

〔8〕 師問僧、甚摩處來。對去、崔禪師處來。師云、還將得喝來也無。對云、不將來。師云、烏摩則不從崔禪師處來。

僧便喝、師便棒打。(祖堂集卷二十、前掲本、頁四十一)

〔9〕 師、又時喚僧、應喏。師云、點則不到。又喚別僧。僧云、作摩。師云、到則不點。(祖堂集卷二十、同前)

興化存獎の史傳とその語錄

- 〔10〕問、國師喚侍者意作學生。師云、一言引衆盲。恰山拈問衆、什摩處是國師盲處。自代云、他家欠少甚摩。(同前)
- 〔11〕師謂衆曰、我只聞、長廊也喝、後架也喝。諸子汝、莫盲喝亂喝。直饒喝得興化、向半天裏住、却撲下來氣欲絕。待興化蘇息起來、向汝道未在。何以故。我未曾向紫羅帳裏撒真珠與汝諸人。虛空裏亂喝、作什麼。(景德傳燈錄卷十二、正藏本二九五b)
- 〔13〕問、四方八面來時如何。師云、打。僧禮拜。師云、大衆、興化昨日赴箇村齋、廻到半路、遇卒風暴雨、去神廟裏避得。(天聖廣燈錄卷十二、前揭書、頁三五四Bb)
- 〔14〕師舉、三聖僧問、如何是祖師西來意。三聖云、臭肉來蠅。師云、興化即不然、破脊驢上足蒼蠅。(同前)
- 〔15〕師上堂云、我聞三聖道、我逢人即出、出即不爲人。興化即不然、我逢人即不出、出即爲人。便下座。(同前)
- 〔16〕廬州澄心院旻德和尚、在興化時、遇興化和尙示衆云、若是作家戰將、便請單刀直入、更莫如何若何。師出禮三拜、起而喝。興化亦喝。師再喝。化亦喝。師乃作禮歸衆。化云。旻德今夜較却興化二十棒、然雖如是、是他旻德會。旻德、且不是喝。(景德傳燈錄卷第十二、前揭書、頁二九九a)
- 〔17〕師入僧堂、見首座坐禪。師云、我見爾了也。首座便喝。師打露柱一下、便出去。首座隨後上去云、莫怪適來觸悞和尚。師又打地一下。(天聖廣燈錄卷十二、前揭書、頁三五四Bb)
- 〔18〕師巡堂次、垂語云。我有一隻聖箭、遇作家即分付。至下間、有一道者云、便請。師云、爾喚什麼作聖箭。道者把衲衣便拂。師接住云、祇者箇、別更有在。道者擬議。師便打。(同前、頁三五五Aa)
- 〔22〕師見僧來云、爾未恁麼來、山僧早行了也。僧便喝。師云、據全而行。僧又喝。師云、作家。僧又喝。(同前 頁三五五Ab)
- 〔23〕問、王程有限時如何。師云、日馳五百。(同前)

[24]

問、寶釵知師藏已久、今日當陽、略借看。師曰、不借。曰、爲甚麼不借。師曰、不是張華眼徒、窺射斗光。曰、用者如何。師曰、橫身當宇宙、誰是出頭人。僧便作引頸勢。師曰、喫。僧曰、喏。便歸衆。(五燈會元卷十一、續藏本、頁百九十七A b)

百九十七A b)

註(1) 續藏二、第二十三套、第五冊に、道忠の「福州鼓山寺古尊語要全部目錄」があり、二十家の名を擧げている。

(2) 續古尊宿語要是卷六の尾に、嘉熙戊戌に撰した宗源の刊記があり、「敬覽晦室老人所集、前輩諸大尊宿語要、深爲叢林之助。宗源募金鈔木、分爲六策。併蹟藏主元集四策、合成一部、以廣其傳」と云つて居り、明かに蹟藏主の四策本古尊宿語要を繼承して、全十策の語錄總集を作することを計つたものである。従つて内容的にも、本書に收める八十一家と元集の二十家とは全く異つて居り、両者に共通して存するものは楊岐會禪師一人のみで、續集は之に註して「前錄集不盡者」と言つてゐる。

(3) 臨濟慧照禪師塔記が、興化語錄の卷尾に添えられたのは、存獎を本記の校勘者と認めてのことであらうが、續古尊宿語要天集に收める臨濟錄には「住大名府嗣法小師存嗣校勘」の一行がない。恐らくこれが原型ではあるまいか。因みに、臨濟錄の流布本は、この續古尊宿語要本を以て現存最古のものとすべく、宣和二年の圓覺宗演重刊の原版が見られない今日、宣和本の原型を最も忠實に保存しているものとすべきである。岩波文庫本臨濟錄の朝比奈宗源氏の解説に、紹興初年に開版された古尊宿語録中に臨濟錄が存したかの如く見ていられるが、これは重刊の際の物初大觀の序を讀み誤つたものである。

(4) 卷二十、興化和尙章、謄寫本第五分冊、頁百三九

(5) 廣燈錄は第八卷に、南嶽懷讓、馬祖道一、百丈大智、黃檗斷際の四師の縁録を收め、第九卷に更めて百丈廣語のすべてを出して居り、順序としては黃檗と前後しているが、此は卷九の百丈廣語が前卷の師の章に收められた機縁とその編集の性質を異にするものであることを示している。この態度は、恐らく第十、第十一の兩卷に亘つて臨濟錄のすべてを收めている點についても同様であらうと思われ、第十一卷のものが言わば別系統の廣語であることを示すものであらう。

(6) 天聖廣燈錄卷十二、續藏本三五五A a

(7) 祖堂集卷八、雲居章、謄寫本第二分冊、頁百二三

(8) 天聖廣燈錄卷十二、前掲書三五五A a

(9) 聯燈會要卷十、續藏本三〇二A a

(10) 卷一、正藏四十八、三〇四c

興化存獎の史傳とその語錄

附 載

魏州故禪大德獎公塔碑

公 乘 億

蓋聞妙諦惟玄、不可以一理測、真筌至粵、不可以諸相求。隨萬化而泯色空、而不生不滅、超三界而越塵垢、故無去無來。此乃不思議者、其惟西方釋迦牟尼佛之謂乎。伏自敦傳西域、化被中原、漢明推入夢之祥、梁武顯施身之願、語其大也、外不見須彌之廣、言其小也、內不知芥子之微。斯乃梵靈靈然、代代相付、肇自摩訶迦葉、迄于師子尊者、統爲二十三代。而後、達摩多羅、降於漢土、至能秀分之爲七。而後、苞披葉附、派別脈分、其眞宗不泯不滅者、則我大覺大師、因有系焉。和尚、姓孔、字存獎、家本鄒魯、卽闕里之裔孫也。乃祖乃父、因官隸於薊門、歷祀既深、籍同編人。和尚以無量劫中修菩薩行、及茲降世、豈同凡倫。當衣綵之妙齡、著披緇之大道、未踰七歲、卽悟三乘、啓白所親、懇求剃落。遂於薊三河縣盤山甘泉院、依止禪大德曉方。而乃親承杖屨、就侍瓶盂。豈顯全身、惟思半偈。大中五年、伏遇盧龍軍節度使張公、奏置壇場、和尚是時戒相方具。而後、大中九年、再遇侍中張公重起戒壇於涿郡、衆請和尚、以六躰星紀、三統講筵、宣金口之微言、示玉毫之眞相。三千大千之世界、靡不瞻依、十一十二之因緣、竟無凝滯。禪大德玄公者、卽臨濟之大師也。和尚一申禮謁、得奉指歸、傳黃蘗之眞筌、授白雲之秘訣。所爲醍醐味、爽作灌頂、以皆醒、蒼菊花香、纒經手而分馥。一旦旋辭舊刹、願歷諸方、西自京華、南經水國、至於攀蘿冒險、踏石眠雲。經吳會興廢之都、盡梁武莊嚴之地、無不追窮聖迹、

塔 塋 〇  
玄 筌 元 〇  
化 而 〇  
西 入 〇  
芥 界 〇  
聖 靈 〇  
代 伐 〇  
于 代 〇  
能 於 〇  
其 乃 〇  
既 卽 〇  
劫 劫 〇  
踪 采 〇  
踰 益 〇  
甘 有 〇  
而 〇  
履 〇  
置 啟 〇  
全 致 〇  
壇 致 〇  
涿 場 〇  
口 琢 〇  
玄 元 〇  
藥 〇  
作 〇  
織 〇  
路 〇  
盡 〇

トモニナシ

探討禪宗。後過鍾陵、伏遇仰山大師、方開法宇、大啓禪局。赴地主之邀迎、會天人之供施。面陳奧義、衆莫能分。和尚、立以剖之、如刀解物。仰山目眙擊指、稱歎再三。遽聞、臨濟大師、已受蒲相蔣公之請。纔凝省侍飛錫、而遂及中條尋獲、夢隨置杯。而將渡白馬、當道、先太尉中令何公、專發使人、迎請臨濟大師。和尚翼從一行、不寄宿、而至於府下。而乃止於觀音寺江西禪院、而得簪裾繼踵。道俗連肩、會未期年、是至遷化。斯蓋、和尚服勤道至、展敬情深、無乖靈堵之儀、克盡茶毗之禮去。乾符二年、有幽州節度押兩蕃副使檢校秘書兼御史中丞賜紫金魚袋董廓、及幽州臨壇律大德沙門僧惟信、并涿州石經寺監寺律大德弘嶼等、咸欲指陳盤嶺、祈請北歸。和尚欲徇羣情、將之薊部晨、詣衙庭、啓述行邁。先侍中承韓公之叔曰贊中、遽聞告去、撫掌大驚、迺曰、南北兩地、有何異也。魏人何薄、燕人何厚。如來之教、豈如是耶。和尚辭不獲已、許立精舍。韓公之叔常侍、及諸檀信、鳩集財貨、卜得勝概、在於南觀門外通衢之左、成是院也。有如化城、松栢將杳榭俱來、文石與甃硤洵至。重廊復道、竹翠松青、四戶八窓、風輕月朗。和尚樂茲幽致、用化翻迷、開解脫門、演無量法、能使天花散地、水月澄空。常與四衆天人、皆臻法要、六州士庶、盡結勝因。豈謂一念俱尸、奄從物化。斯乃文德元年七月十二日也。享齡五十九、僧臘四十一。有親信弟子藏暉、行簡。一以主喪、一以傳法。大德奉先師之遺命、於龍紀元年八月二十二日、於本院焚我眞身、用觀法相。闔城禪律、繼踵爭來、四遠簪裾、連肩悉至。於是、幡花蔽日、螺唳喧天、火纒發而雲自愁、薪不加而風助勢。三日三夜、號禮如斯。於香爐之中、得舍利一千餘粒。諸寺大德、各各作禮、請分供養焉。戲雪豔如故、其儀宛然。捧一履以徒悲、仰雙林而莫見。遂建塔于府南貴鄉縣薰風里、附於先師之塔志也。億到職之初、曾獲瞻

禪ニ期ニ夾ニ迎ニ註ニ面ニ而ニ莫ニ與ニ解ニ目ニ擊ニ指ニ稱ニ歎ニ三ニ遽ニ聞ニ臨ニ濟ニ大ニ師ニ已ニ受ニ蒲ニ相ニ蔣ニ公ニ之ニ請ニ纔ニ凝ニ省ニ侍ニ飛ニ錫ニ而ニ遂ニ及ニ中ニ條ニ尋ニ獲ニ夢ニ隨ニ置ニ杯ニ而ニ將ニ渡ニ白ニ馬ニ當ニ道ニ先ニ太ニ尉ニ中ニ令ニ何ニ公ニ專ニ發ニ使ニ人ニ迎ニ請ニ臨ニ濟ニ大ニ師尼和ニ尚ニ翼ニ從ニ一ニ行ニ不ニ信ニ宿ニ而ニ至ニ於ニ府ニ下ニ而ニ乃ニ止ニ於ニ觀ニ音ニ寺ニ西ニ江ニ西ニ禪ニ院ニ而ニ得ニ簪ニ裾ニ繼ニ踵ニ道ニ俗ニ連ニ肩ニ會ニ未ニ期ニ年ニ是ニ至ニ遷ニ化ニ斯ニ蓋ニ和ニ尚ニ服ニ勤ニ道ニ至ニ展ニ敬ニ情ニ深ニ無ニ乖ニ靈ニ堵ニ之ニ儀ニ克ニ盡ニ茶ニ毗ニ之ニ禮ニ去ニ乾ニ符ニ二ニ年ニ有ニ幽ニ州ニ節ニ度ニ押ニ兩ニ蕃ニ副ニ使ニ檢ニ校ニ秘ニ書ニ兼ニ御ニ史ニ中ニ丞ニ賜ニ紫ニ金ニ魚ニ袋ニ董ニ廓ニ及ニ幽ニ州ニ臨ニ壇ニ律ニ大ニ德ニ沙ニ門ニ僧ニ惟ニ信ニ并ニ涿ニ州ニ石ニ經ニ寺ニ監ニ寺ニ律ニ大ニ德ニ弘ニ嶼ニ等ニ咸ニ欲ニ指ニ陳ニ盤ニ嶺ニ祈ニ請ニ北ニ歸ニ和ニ尚ニ欲ニ徇ニ羣ニ情ニ將ニ之ニ薊ニ部ニ晨ニ詣ニ衙ニ庭ニ啓ニ述ニ行ニ邁ニ先ニ侍ニ中ニ承ニ韓ニ公ニ之ニ叔ニ曰ニ贊ニ中ニ遽ニ聞ニ告ニ去ニ撫ニ掌ニ大ニ驚ニ迺ニ曰ニ南ニ北ニ兩ニ地ニ有ニ何ニ異ニ也ニ魏ニ人ニ何ニ薄ニ燕ニ人ニ何ニ厚ニ如ニ來ニ之ニ教ニ豈ニ如ニ是ニ耶ニ和ニ尚ニ辭ニ不ニ獲ニ已ニ許ニ立ニ精ニ舍ニ韓ニ公ニ之ニ叔ニ常ニ侍ニ及ニ諸ニ檀ニ信ニ鳩ニ集ニ財ニ貨ニ卜ニ得ニ勝ニ概ニ在ニ於ニ南ニ觀ニ門ニ外ニ通ニ衢ニ之ニ左ニ成ニ是ニ院ニ也ニ有ニ如ニ化ニ城ニ松ニ栢ニ將ニ杳ニ榭ニ俱ニ來ニ文ニ石ニ與ニ甃ニ硤ニ洵ニ至ニ重ニ廊ニ復ニ道ニ竹ニ翠ニ松ニ青ニ四ニ戶ニ八ニ窓ニ風ニ輕ニ月ニ朗ニ和ニ尚ニ樂ニ茲ニ幽ニ致ニ用ニ化ニ翻ニ迷ニ開ニ解ニ脫ニ門ニ演ニ無ニ量ニ法ニ能ニ使ニ天ニ花ニ散ニ地ニ水ニ月ニ澄ニ空ニ常ニ與ニ四ニ衆ニ天ニ人ニ皆ニ臻ニ法ニ要ニ六ニ州ニ士ニ庶ニ盡ニ結ニ勝ニ因ニ豈ニ謂ニ一ニ念ニ俱ニ尸ニ奄ニ從ニ物ニ化ニ斯ニ乃ニ文ニ德ニ元ニ年ニ七ニ月ニ十ニ二ニ日ニ也ニ享ニ齡ニ五ニ十ニ九ニ僧ニ臘ニ四ニ十ニ一ニ有ニ親ニ信ニ弟ニ子ニ藏ニ暉ニ行ニ簡ニ一ニ以ニ主ニ喪ニ一ニ以ニ傳ニ法ニ大ニ德ニ奉ニ先ニ師ニ之ニ遺ニ命ニ於ニ龍ニ紀ニ元ニ年ニ八ニ月ニ二ニ十ニ二ニ日ニ於ニ本ニ院ニ焚ニ我ニ眞ニ身ニ用ニ觀ニ法ニ相ニ闔ニ城ニ禪ニ律ニ繼ニ踵ニ爭ニ來ニ四ニ遠ニ簪ニ裾ニ連ニ肩ニ悉ニ至ニ於ニ是ニ幡ニ花ニ蔽ニ日ニ螺ニ唳ニ喧ニ天ニ火ニ纒ニ發ニ而ニ雲ニ自ニ愁ニ薪ニ不ニ加ニ而ニ風ニ助ニ勢ニ三ニ日ニ三ニ夜ニ號ニ禮ニ如ニ斯ニ於ニ香ニ爐ニ之ニ中ニ得ニ舍ニ利ニ一ニ千ニ餘ニ粒ニ諸ニ寺ニ大ニ德ニ各ニ各ニ作ニ禮ニ請ニ分ニ供ニ養ニ焉ニ戲ニ雪ニ豔ニ如ニ故ニ其ニ儀ニ宛ニ然ニ捧ニ一ニ履ニ以ニ徒ニ悲ニ仰ニ雙ニ林ニ而ニ莫ニ見ニ遂ニ建ニ塔ニ于ニ府ニ南ニ貴ニ鄉ニ縣ニ薰ニ風ニ里ニ附ニ於ニ先ニ師ニ之ニ塔ニ志ニ也ニ億ニ到ニ職ニ之ニ初ニ曾ニ獲ニ瞻ニ

